

銀改

銀座でわかる働き方改革

情報(第 45 号)



平成 31 年 2 月 8 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>

太陽光あれど発電停止中（周南市須々万、平成 31 年 1 月 27 日撮影）

労働保険料増額につき業務災害の 加害者へ損害賠償することの適否



1 労災保険率のメリット制

労災保険率は、災害のリスクに応じて、事業の種類ごとに定められています。しかし、事業の種類が同じでも、作業工程、機械設備、作業環境、事業主の災害防止努力の違いにより、個々の事業場の災害率には差が生じます。

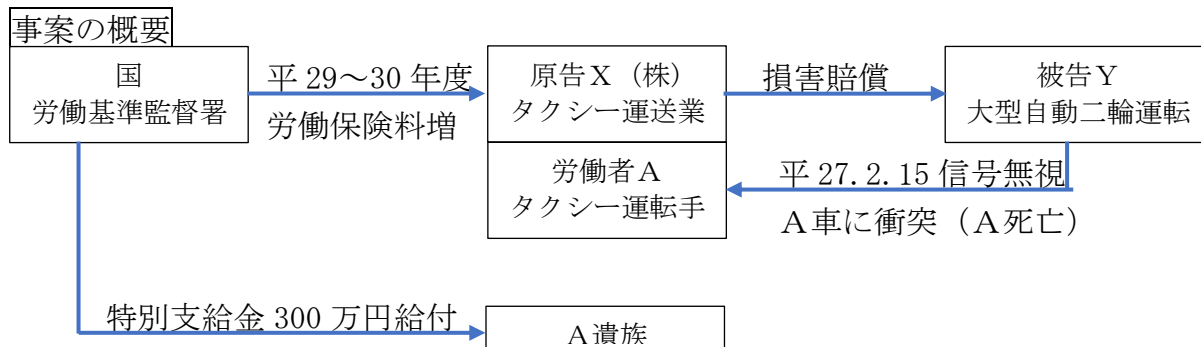
そこで、労災保険制度では、事業主の保険料負担の公平性の確保と労働災害防止努力の一層の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて一定の範囲内（基本：±40%、例外±35%、±30%）で労災保険率または労災保険料額を増額させる制度（メリット制）を設けています（厚生労働省HP）。

メリット制は、その適用を受ける事業が決められており、また、適用される時期は、連続する3保険年度の最後の年度の翌々保険年度になります。例えば、平成26～28年度が連続する3保険年度の場合には、平成30年度にメリット制が適用されます。

2 労働保険料額増額と業務災害の加害者

労働者Aが業務上における不法行為（自動車事故）により死亡し、その遺族が特別支給金 300 万円の支給を受けたことから、Aを雇用していた事業主（原告）の労働保険料額が 3,363,516 円増額されました。「使用者に過失がないのに、第三者（被告）の不法行為によって、使用者が増額した保険料の負担をさせられ、災害防止努力による保険料低下の利益を失うことは、公平に反している。かかる増額保険料は、当該第三者に対する賠償請求によって、当該第三者に負担させるのが公平である」と主張して、加害者である被告へ損害賠償を求めた事案があります（大阪高判平28.11.29 判時 2377-54）（以下「本件事案」といいます）。

原告企業からみると、被告の不法行為によって労働者を失い、労働保険料まで高くなることは、許せないとの気持ちを汲み取ることができます。



3 裁判所の判断

大阪高裁は、「メリット制が適用される場合の労働保険料は、3 保険年度におけ

る保険給付の額等を前提に算定されるものである。また、労働保険料の算定において前提となる一般保険料の額は、事業主が支払う賃金総額に基づき計算される。したがって、事業主が負担する労働保険料は、当該 3 保険年度における保険給付の額等や賃金総額によって変動するのであって、その増減額は、ある特定の業務災害があったことから直ちに算出し得るものではない」。

また、第一審（京都地裁平 28.7.1 判時 2377-58）では、「労災保険の保険料負担額は、使用者が労災保険により労災補償責任の免除等の利益を受けるための支出と評価できるから、労災により利益を受ける使用者が負担すべきであり、これにより利益を受けない第三者に転嫁することは公平とはいえない」として、いずれも原告の主張を認めませんでした。

4 類似の問題

交通事故の被害者が、自ら契約していた車両保険を使って車両の修理代を支出した場合、契約更新後の保険料が増額されることがあり、それも損害と捉えて、加害者に損害賠償を請求することができるかという問題があります。

損害を肯定する判例と否定する判例とがあり、近年では否定が多数になりつつあるようです。そして、「任意保険が利用者による自衛手段であるとの性質を考えると、保険料、そしてその増額分は、利用者の負担すべきコストであり、加害者に対して賠償を求めることのできる範囲外と考えるべき」という見解があります（判時 2377-55）。本件事案は、被害者の使用者という間接被害に拡大したものです。

5 相当因果関係の有無

結果論として、労働保険料を算定してみれば、被告の不法行為さえなければ、労働保険料の増額はなかったことになるのでしょうから、原告側が不法行為による損害と考えることには無理からぬところがあります。

裁判所は、「控訴人（原告）に生じた本件負担（労働保険料の増額）は、本件事故につき被控訴人（被告）に不法行為が成立するために生じるものではないし、被控訴人がした不法行為から通常生じる損害ともいえない」（前掲大阪高判）と判示しています。つまり、法的には、不法行為と労働保険料の増額に「相当因果関係がない」との評価であって、労働保険料の算出全体からするとこの評価もうなずくことができます。

いずれにせよ、原告側には、納得し難い感があるでしょう。結局、メリット制における労働保険料とは、労災の発生原因を問わないものと考えられるでしょう。

当法人では、各種の労働保険・社会保険の相談に応じております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦 井上隆興
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>